

意匠の国際登録制度と国内制度との相違による主な課題について

1. 複数意匠一出願制度について

(1) 概要

複数意匠一出願制度とは、一つの出願に複数の意匠を含めて意匠登録出願することができる制度であり、ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、原則、国際意匠分類の同一クラスに属する物品に係る意匠であれば最大100までの意匠を1つの国際出願に含めることを認めている¹。

そのほか欧州や多くの無審査国のほか、実体審査国では米国²や韓国³が同様の制度を持っている。

なお、複数意匠一出願制度を認めない場合には、ヘーグ協定ジュネーブアクト第13条（意匠の単一性に関する特別要件）に基づいて、複数意匠一出願を認めない旨の宣言をすることになる。

(2) 問題の所在

我が国の意匠法では、意匠法第7条（一意匠一出願）及び意匠法施行規則第7条の規定により、意匠法施行規則別表第一に掲げる物品の区分により意匠ごとに出願しなければならないが、複数の意匠を一つの出願に含めて出願することを認めていない。

そのため、我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟し、国際出願を受け付ける際に、我が国を指定する意匠の国際出願に対する複数意匠一出願制度の適用の認否について、制度ユーザーにとってのメリット、デメリットを踏まえつつ検討する必要がある。これらについては、国内制度についても同制度を導入するか否かをあわせて検討する必要がある。

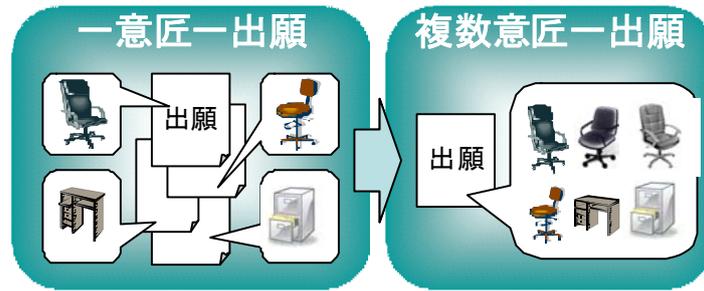
なお、複数意匠一出願制度には、ヘーグ協定ジュネーブアクトで規定するように一つの出願に複数の意匠を含める方法と、一つの形態について複数の物品を記載する方法とが考えられる。

¹ 「意匠の単一性（ジュネーブアクト第13条）」の規定に基づき、意匠の単一性の要件を課すことを宣言する国に対しては、一つの出願に複数の意匠を含めることができない。ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国・地域（42か国・地域）のうち、本要件を要求している国は、5か国（エストニア、キルギス、ルーマニア、シンガポール、シリア）。

² 米国における複数意匠一出願制度は、同一の形態を用いる複数の物品を願書に記載することを認めている。また、単一の発明概念（デザインコンセプト）に基づく複数の実施態様を含めることも認めている。

³ 韓国では、これまで無審査分野にのみ複数意匠出願を認めていたが、2011年末に国会に提出した改正デザイン保護法では、ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に合わせ、全ての分野において複数意匠一出願制度を導入している。

【図1】概要図



(3) 対応の方向性

国際出願に対し複数意匠一出願制度の適用を認めることによって、我が国へ複数の意匠の国際出願をする出願人は意匠ごとに出願する必要がなくなるため、出願手続や権利の維持管理にかかる負担が軽減されると考えられる。また、ヘーグ協定ジュネーブアクトの加盟国の多くは複数の意匠を一つの出願に含む場合の2意匠目以降の出願、登録、更新に係る料金を1意匠目よりも割安に設定していることを踏まえて、我が国が同様の料金設定とする場合、我が国に対して複数の意匠の国際出願をする出願人にとっては、出願から更新に要する費用軽減につながると考えられる。

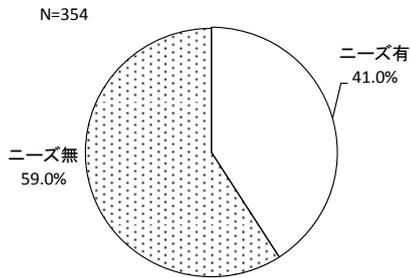
以上のとおり、複数意匠一出願制度の導入によるユーザーメリットがあり、また実際のユーザーニーズも高いため、我が国を指定する国際出願に複数意匠一出願制度を認める方向で検討すべきではないか。また、国内制度についてもあわせて認める方向で検討すべきではないか。

ただし、法制上の整理のほか、出願の一部の意匠に拒絶理由があった場合の対応や制度導入後の審査等に係る業務運用の整理が必要であると考えられ、更に日本国特許庁の公報発行や情報提供方法によっては、企業における意匠権調査のサーチ負担増につながる可能性があることや、社内データベースを構築している企業においては、仕様等の変更につながるため負担増となる可能性があること等、もろもろの課題があるため、これらを考慮しつつ検討を進める必要があると考えられる。

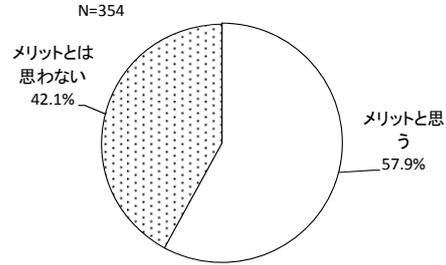
(参考1) 複数意匠一出願制度に対する我が国企業のニーズ

アンケート回答者(354者)のうち、我が国がヘーグ協定に加盟した際に複数意匠一出願制度を実現してほしいと回答した者は、41%(145者)であり、また国際出願することのメリットとして、複数意匠一出願制度と答えた者は59%(205者)であった。

【図2】ヘーグ協定に加盟した際の複数意匠一出願制度の導入ニーズ



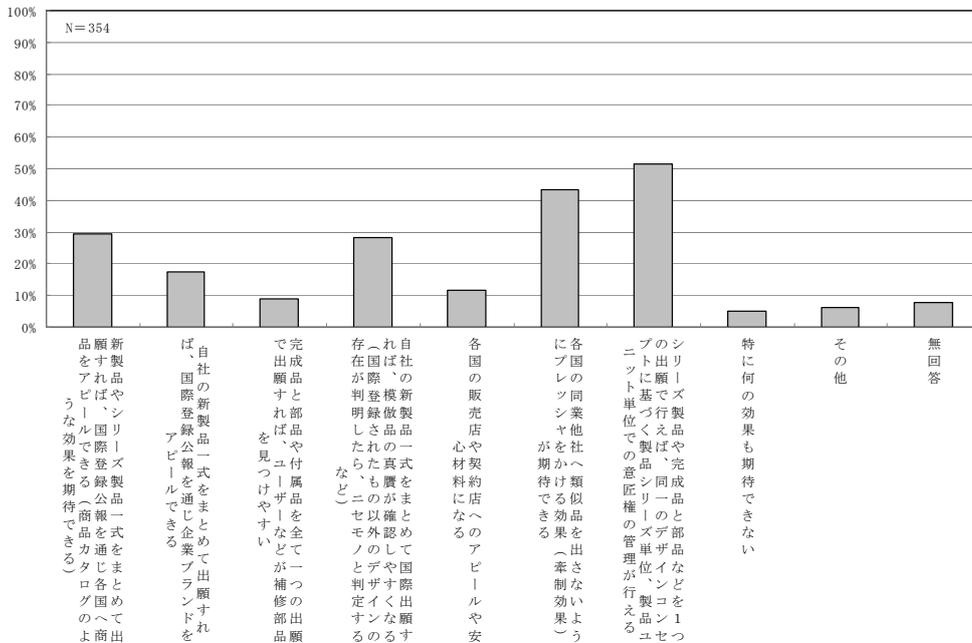
【図3】国際出願における複数意匠一出願制度のメリット



平成 23 年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」企業アンケートより

また、複数意匠一出願制度の利用により期待できる効果として、多くの企業が、ユニット単位ごとの意匠権管理や模倣品排除効果、商品カタログ効果、ブランドケアピールの向上などの効果を期待し、特に何の効果も期待できないと回答した企業はわずか5%（18者）にとどまり、複数意匠一出願制度の導入に高い関心が示されていることがアンケート調査から把握できた。

【図4】複数意匠一出願制度の利用により期待できる効果



平成 23 年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」企業アンケートより

(参考2) 複数意匠一出願制度に関する我が国企業からの主な意見

<導入に肯定的な意見>

- ・ほぼすべての加盟国が2意匠目以降の出願や登録、更新にかかる料金を割安に設定しているため、オフィシャルフィーや代理人費用といった費用を軽減できる。
- ・出願書類準備、権利化手続、権利維持手続を省力化できる。また、全体と部品の意匠、製品ラインナップなどの意匠権のポートフォリオ管理が容易になる。
- ・複数のデザイン案のうち実施化するデザインが決定していないような場面において、複数のデザイン案すべてを出願し、その後の開発動向、市場動向を見極めながら、最終的に権利化するデザインを絞る戦略や本意匠を出願した後に関連意匠をまとめて出願する戦略、全体意匠と部分意匠とを組合せて出願する戦略など、今まで行えなかった出願戦略の拡がりが可能となる。

<導入に消極的な意見>

- ・物品が異なる複数の意匠が一つの出願の中に混在することによって、サーチ時に、本来ならば確認する必要のない物品の意匠までサーチ対象に含まれるため、サーチ負担が増大し、また、重要文献を見落とす可能性があることを懸念する。
- ・複数意匠一出願に対する登録番号の採番方法次第では、社内管理データベースへの改造が必要となることを懸念する。

<その他の意見>

- ・意匠出願に含まれる複数の意匠の各々の創作者から意匠登録を受ける権利を承継した企業が、相当の対価としての報奨金を各々の意匠の創作者に対してきちんと支払うことができるよう、願書の中に、意匠ごとの創作者名を記載できる必要がある。

(平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」中間報告より)

(参考3) 諸外国における複数意匠一出願制度の導入状況

【表1】主要国における複数意匠一出願制度の導入状況

	制度の有無	条件(範囲)	条件(数)	その他
欧州共同体 (OHIM)	有り	国際意匠分類の同一クラスの範囲内であること。	なし	電子出願の場合に限り、一つの出願に含めることのできる意匠の数は99まで。
米国	有り	・単一の発明概念に基づく複数の実施態様を含めることが可能(MPEP1504.05) ・意匠のタイトルに複数の物品名を記載することも可能	なし	
韓国	一部有り	デザイン無審査登録出願であって、かつ同一クラスの範囲内の、基本意匠とそれに類似する意匠であること(デザイン保護法第11条、11条の2)	20意匠	2012年10月以降に施行予定のデザイン保護法では、一つのデザイン登録出願書及び図面に複数の物品名を記載可能とし、また、審査、無審査の区分に関係なく、同じクラスに属する物品は100個まで一出願に含めることを可能とする。
中国	有り	同一製品における2つ以上の類似意匠、あるいは同一種類でかつセットで販売又は使用される製品の意匠であること。	同一製品における複数の類似意匠を1件の出願として提出する場合、1件の意匠特許出願における類似意匠は10以内。	

2. 公開繰延べ制度と早期審査着手（秘密の写しの受理）について

（1） 概要

ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、条約第10条（国際登録、国際登録日、公開及び国際登録の秘密の写し）及び共通規則第17規則（国際登録の公開）において、国際登録された意匠は、国際事務局によって、原則国際登録の6か月後に公開されることになっている。この国際登録の国際公開時期については、国際出願時に申請されることを条件に、出願日若しくは優先権を主張している場合には優先日から最大30か月まで公開を繰り延べることを認めている。また、国際登録の公開繰延べ期間中に、繰延べを終了することを出願人が国際事務局に申請すれば、その後すぐに公開することも可能である。

秘密の写しとは、国際出願の内容を、国際登録後直ちに国際事務局から指定国に送付されるもので、最短3週間で指定国へ送られる。

国際登録の公開の繰延べをしている期間は、実体審査国には国際登録の写しは送付されないため、審査されることなく、登録されることもないが、実体審査国は、ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟の際に、国際登録の公開前から早期に審査を開始し、国際登録の公開から12か月の拒絶通報期間内に審査が完了できるよう、秘密の写しを受理する旨を宣言することができる。

（2） 問題の所在

我が国の意匠法には、審査及び設定登録前の出願公開制度に対応する規定がない。

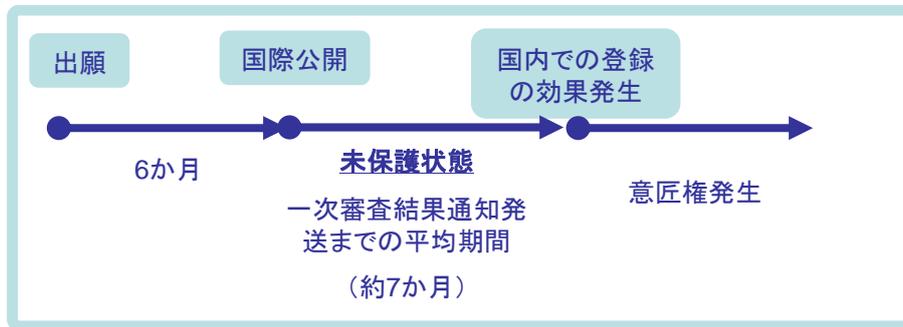
このため、我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟する場合には、我が国企業等が企業活動に合わせて、意匠を公開する時期を選択できるように、我が国を指定する意匠の国際登録に対する公開繰延べを認める否かについて、また認める場合には公開の繰延べ可能な最大期間について検討する必要がある。

【図5】 概要図



意匠の国際出願は、国際事務局による国際公開後から指定国で登録の効果が発生するまでの間、権利の空白期間が生じる。法制面上の手当として、国際公開から我が国での登録までの期間に関し、例えば、特許制度における補償金請求権のような権利を認めるような取扱いも考えられるが、いずれにしても権利の空白期間は少しでも短くする必要がある。

【図6】概要図



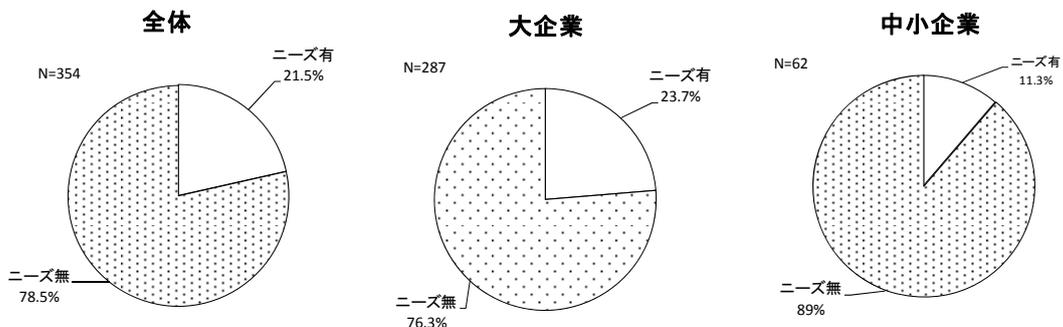
(3) 対応の方向性

我が国企業が開発する製品の中には、開発から市場発表までの期間が長期にわたるものもあるため、企業が自らの判断で一定の期間内で登録意匠が公開される時期を調整できる公開繰延べ制度は、我が国企業にとって有益な側面がある制度であると考えられる。したがって、我が国がヘグ協定ジュネーブアクトに加盟する際には、審査実務や第三者への影響についても留意しつつ公開繰延べ制度を認める方向で検討すべきではないか。

ただし、我が国において国際登録の保護の効果が認められるか否かの審査判断がされる前に意匠が公開されることについては、大多数の制度ユーザーが望んでいないため、我が国での保護が認められた意匠に限り、国際公開から登録の効果発生までの期間に関し、補償金請求権のような権利を与えることの是非や、国際公開から登録の効果発生までの期間を短縮するための秘密の写しを利用した早期審査着手の導入の是非、関連意匠の出願可能時期について、今後も引き続き検討するべきではないか。

(参考1) 我が国企業の公開繰延べ制度に対するニーズ
アンケート回答者(354者)のうち、我が国がヘグ協定に加盟した際に公開繰延べ制度を実現してほしいと回答した者は、大企業24%(68者)、中小企業11%(7者)、全体で22%(76者)であった。

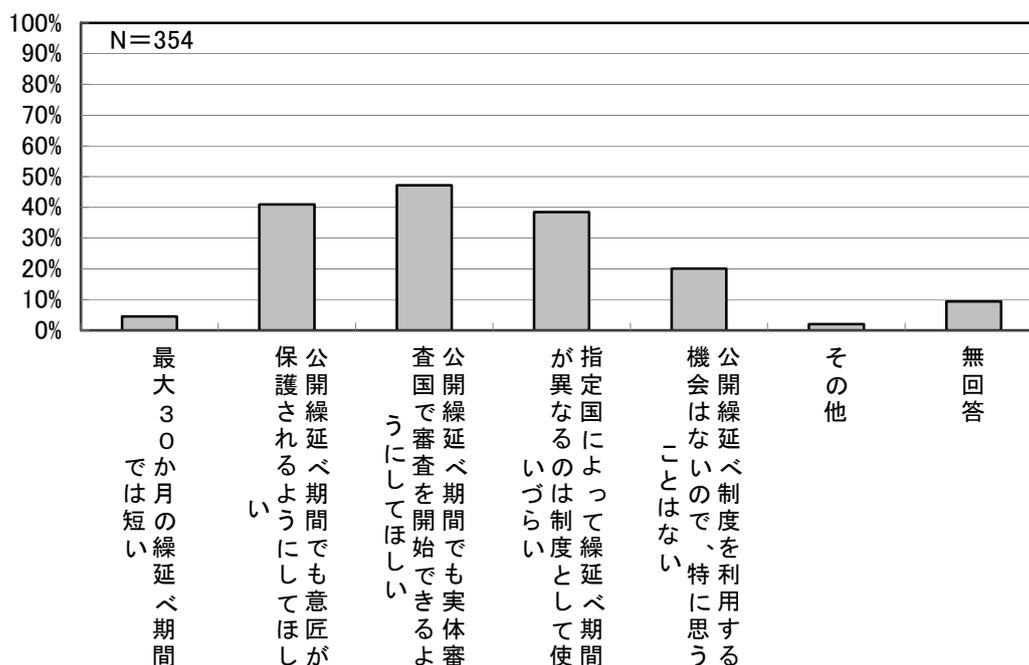
【図7】我が国企業の公開繰延べ制度に対するニーズ



平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」企業アンケートより

アンケート回答者（354者）のうち、公開繰延べ制度への要望として、「公開繰延べ期間中の実体審査国での審査」や「公開繰延べ期間中の意匠の保護」、「指定国によって繰延べ期間が異なること（＝各国の公開繰延べ期間の一律化）」を求める回答がそれぞれ約40%と比較的多かった一方、「公開繰延べ制度を利用する機会はない」と回答した者は、20%（71者）であった。

【図8】公開繰延べ制度に対する具体的なニーズ



平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」企業アンケートより

(参考2) 公開繰延べ制度に対する我が国企業からの主な意見

<利用に肯定的な意見>

- ・ 国際登録された意匠に係る実際の商品が公表される前に国際公開されることを避けるため、公開繰延べ制度が必要。
- ・ 先行開発段階で上がってきた複数のデザイン案をとりあえず出願して公開繰延べ申請をしておくことで、最終製品に至ったデザインだけを残して国際公開し、その他は取り下げて公開を防ぐような事ができる。

<利用に消極的な意見>

- ・ 国際公開が遅れる分、審査も遅れることになるので同制度を利用することはないが、制度としてはあっても困ることはない。

<その他の意見>

- ・ 全てのヘーグ協定加盟国が公開繰り延べ制度を導入し、また各国の最長繰延べ期間を統一してほしい。
- ・ 公開繰延べ期間内であっても意匠が保護されるようにしてほしい。
- ・ 公開繰延べ期間が満了して国際公開されてから審査を開始する場合、審査結果がわかる時期が遅くなりすぎるため、公開繰延べ期間中であっても審査を行ってほしい。
- ・ 我が国における公開繰延べの最長期間は30か月とするのが適切である。
- ・ 関連意匠の後日出願について、繰延べ制度においても、同様の追加出願を可能とする仕組み作りを検討してほしい。
- ・ 国内制度については、現行の秘密意匠制度を維持してほしい。

(平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」中間報告より)

(参考3) 諸外国の公開繰延べ制度の導入状況

【表2】 ヘーグ協定加盟国の国際出願に対する公開繰延べ制度の認否状況

公開繰延べの禁止 (第11条(1)(b))	審査国	ブルガリア
	無審査国	アイスランド、モナコ、ポーランド、ウクライナ、シンガポール
30か月以内の公開繰延べ (第11条(1)(a))	審査国	6か月：デンマーク、ノルウェー、フィンランド 12か月：エストニア、クロアチア、スロベニア
	無審査国	12か月：シリア・アラブ共和国、アフリカ知的財産機構

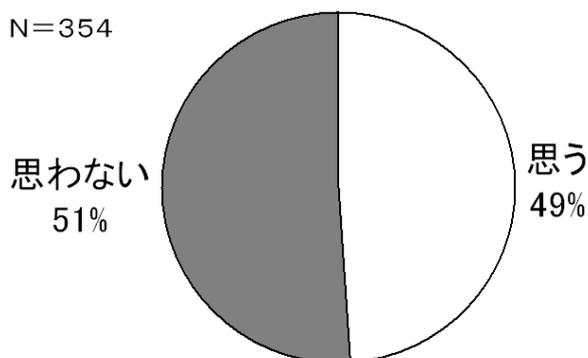
【表3】 諸外国の国内法制における公開繰延べ制度の有無

		ヘーグ協定加盟国	ヘーグ協定未加盟国
存在する国	審査国	フィンランド、ノルウェー	
	無審査国	OHIM、ドイツ、イタリア、スイス、トルコ	英国
存在しない国	審査国		米国、韓国、ロシア
	無審査国	シンガポール	

平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」海外知財庁質問票より

(参考4) 秘密の写しの受理による早期審査着手に関する我が国ユーザーのニーズ

【図9】 国際公開から設定登録までの未保護状態であることをデメリットと思うか



平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」中間報告より

(参考5) 秘密の写しの受理による早期審査着手に関する我が国ユーザーの主な意見

<企業>

- ・公開繰延べ後に審査を開始する場合、審査結果がわかる時期が遅くなりすぎるため、公開後すぐに審査結果がわかり、かつ即時の権利発生を希望する。そのため、公開繰延べ期間でも実体審査国で審査を開始できるようにしてほしい。
- ・権利の空白期間に対する対策として、国際公開されてから遅滞なく日本で登録されることが望ましいが、国際公開から登録までの期間としては、国際公開されてからすぐにコピーされるわけではないため、3か月くらいであれば問題ない。
- ・国際公開される間での間に、JPO が WIPO から秘密の写しを受け取って水面下で審査をしてくれると、国際公開後すぐに登録されることになり、公開から登録までの期間は更に短くなる。そうすると日本を指定する国際出願もしやすくなるので、JPO が国際公開までの間に審査をしてくれることを希望する。

<団体>

- ・公開繰延べ期間中の審査を要望する。

平成 23 年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」中間報告より

3. 国際出願に対する新規性の喪失の例外の適用について

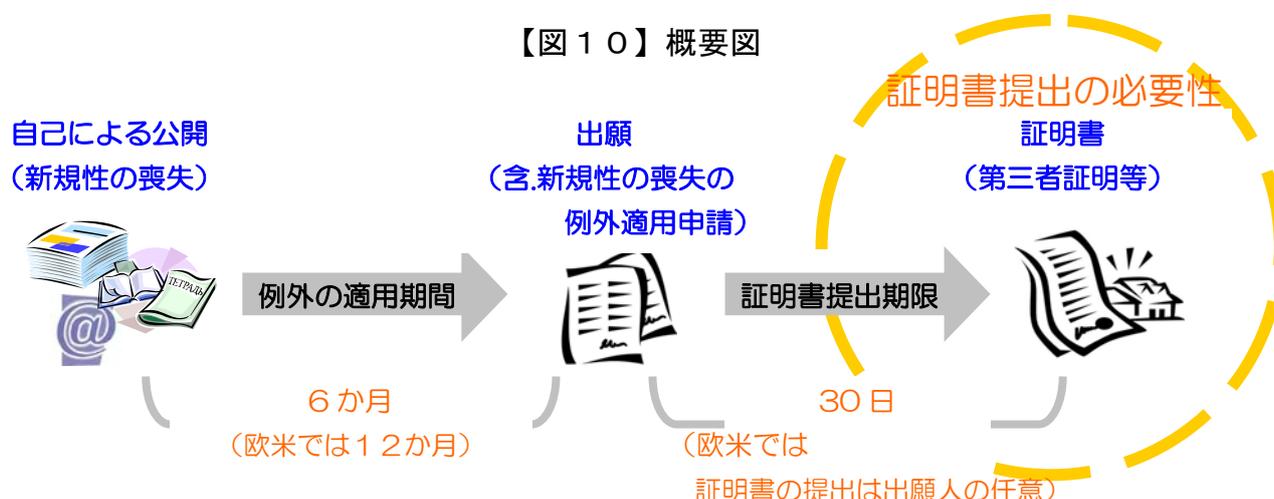
(1) 概要

ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、新規性の喪失の例外について明確な規定はないものの、条約第14条(1)において、意匠の国際登録の効果として、各国に対してなされた正規の出願と同等の効果を有する旨の規定があり、原則として国際出願は、国内出願と同様に扱うことが求められている。このため、我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟した場合は、国際出願に対しても新規性の喪失の例外を認める必要があると考えられる。

(2) 問題の所在

新規性喪失の例外については各国の適用条件は異なるが、我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟し、国際出願で我が国を指定するものに対して新規性喪失の例外を認める場合、我が国では、意匠法第4条等に規定するように、出願時に本規定の適用を受けようとする旨を願書に記載する必要があるが、国際出願の様式にはそのような記載欄はなく、本規定の適用を申請する事ができない。また、我が国で国際出願に対しても新規性喪失の例外適用を認める場合、証明書提出書及び証明書の提出方法のほか、証明書提出書の様式及び言語、提出期限とその起算点について検討する必要がある。

【図10】概要図



(3) 対応の方向性

意匠は販売、展示、見本の頒布等により売行を見通してから一般の需要に適合するかどうかの判定が可能であることが多いことから、国際出願についても、新規性の喪失の例外適用を認めることとし、また、適用を認めるに当たっては、国内出願と同様の手続であることが制度の公平性からして望ましい。本規定については、今後、国内制度改正の議論の中でも検討予定であることから、国内制度との整合性も加味しながら、証明書の提出義務の有無等も含めて検討を進めるべきではないか。

(参考1) 新規性の喪失の例外に関する我が国ユーザーの主な意見

新規性の喪失の例外制度について

- ・国際出願においても利用を望む意見が9割、利用しないとの意見は1割。

証明書の提出

- ・証明書の証拠能力の不透明さの増大、後に必要となった時の準備負担の増大、社内への意識付け、という理由で証明書提出の義務化を希望する意見が7割、任意を希望する意見は少数。
- ・任意を希望する意見であっても、特許庁に証明書を提出できる制度は維持してほしいとの意見が強い。
- ・多数意見ではないが、特に第三者証明を取得するのに時間を要するケースにおいて提出期間30日では短いという意見が比較的に見受けられる。

グレースピリオド期間

- ・海外の発表や発売で期間を長期的に確保したいためにグレースピリオド1年への延長を望む意見が少数ながらある一方、商品サイクルが短い業種や、1年の間に模倣品が出回る可能性が高い業種からは、権利侵害の不安定リスクの増大を懸念があるし、例外規定はあくまで「例外」であるので6か月でも対応可能との意見があった。

(平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」中間報告より)

4. 関連意匠制度・部分意匠制度の対応について

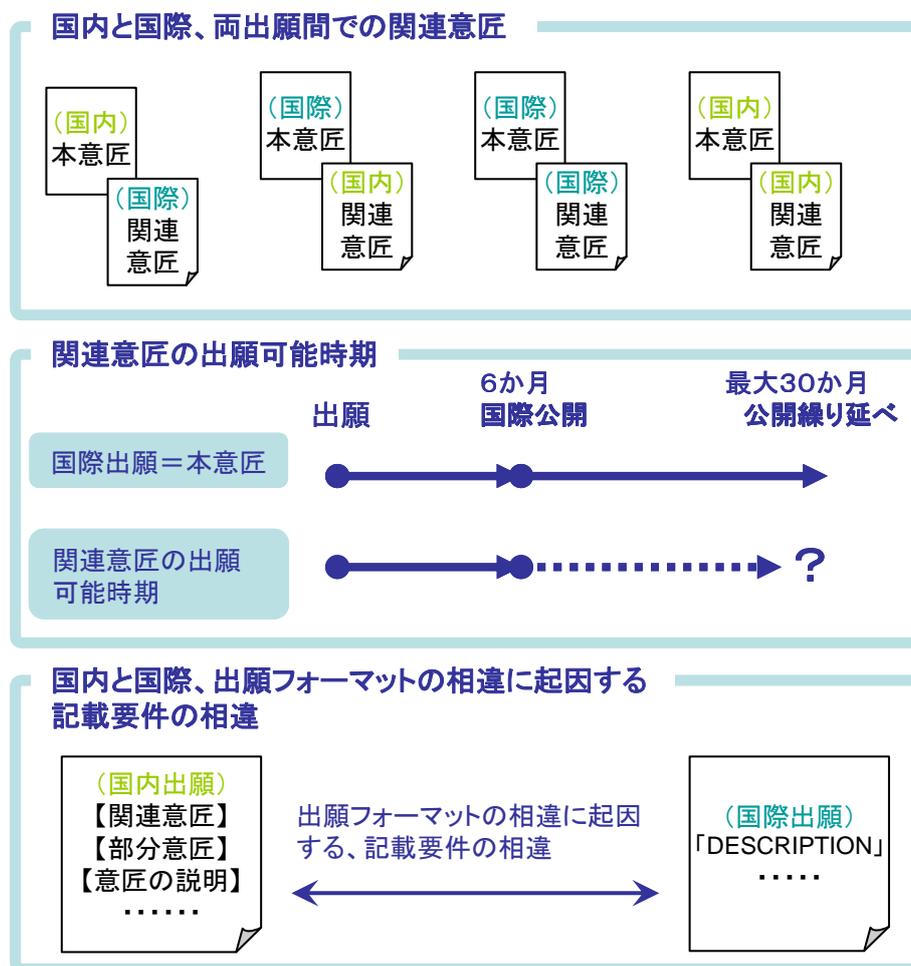
(1) 概要

①意匠法第10条で規定する関連意匠制度は、自己の意匠出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠を本意匠として、その本意匠に類似する意匠を、その本意匠の意匠登録出願日から公報発行の日前に出願した場合に限り、意匠法第9条第1項又は第2項の規定にかかわらず、関連意匠として意匠登録を受ける事ができる制度である。

この関連意匠制度は、我が国のほか、韓国で採用されている。

②部分意匠制度は、物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分を意匠登録を受けようとする部分として登録を受けることができる制度であり、出願時には願書に部分意匠であることを記載するとともに、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを区別できるよう図面を作成し、区別する方法を願書に記載する必要がある。この部分意匠制度と同様に物品の部分について意匠登録を受けることができる制度が、米国、欧州、韓国などの国に存在する。

【図11】概要図



(2) 問題の所在

- ①ヘーグ協定ジュネーブアクトには、2011年までは関連意匠制度の規定はなかったが、2011年10月に行われたヘーグ同盟総会において国際出願にも関連意匠出願を認めるための規則改正（実施細則第407節の新設）が採択され、2012年1月より同規則の施行が開始されている。このため、我が国の意匠制度にも対応し、国際出願でも関連意匠制度を利用することが可能となり、ヘーグ協定ジュネーブアクトは我が国企業等にとって利便性が向上したと言える。

我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟した場合には、国内出願と国際出願の間、国際出願の間それぞれの関係において関連意匠出願を認めるか否か検討する必要があるとともに、特に本意匠が国際出願であった場合、国際出願は公開された後に我が国に公開の写しが届くため、関連意匠の後日出願が認められる期間など、関連意匠として意匠登録を受けることができる要件をどのようなものとするか検討する必要がある。また、国際出願と我が国の出願様式において関連意匠の記述が相違するため、これらについても整理しておく必要がある。

- ②部分意匠制度については、現状のヘーグ協定ジュネーブアクトにおいても実施細則第403節に、意匠の複製物中に保護を求めないものを表すことが認められるための方法として、「図面又は意匠についての簡素な説明を記載する欄」に記載する、図面を点線又は破線で表す、又はその両方の方法と規定されている。したがって現状においても部分意匠を国際出願することは可能である。

しかし、我が国の意匠法における部分意匠出願の願書様式や願書記載内容と相違する点があるため、国際出願の願書と添付図面のみでは部分意匠の出願であるかどうか特定することが困難な場合も想定されるため、どのような願書記載要件を課すか、特段の要件を課さずに登録するかについて、検討する必要がある。

(3) 対応の方向性

①関連意匠制度

我が国企業等の意匠制度利用の利便性を考慮し、国際出願についても関連意匠出願を認め、我が国を指定した国際出願を、我が国への出願とみなす規定を国内法において設けることを前提に、国内出願と国際出願との間でも本意匠－関連意匠の関係での登録を認めるべきではないか。

また、国際出願について関連意匠出願を認める場合には、以下の事項について、今後、詳細な検討を行う必要があるのではないか。

- i) 本意匠が国際出願であった場合の関連意匠出願の可能時期
- ii) 国際出願及び国内出願における、願書の記載方法（本意匠の特定方法、関連意匠である旨の表示）
- iii) 本意匠及び関連意匠の補正の仕方
国際登録には、願書の記載の内容について補正する手続がないため、我が国の審査において、国際登録に記載された本意匠や関連意匠が認められず補正をする必要が生じた場合など、どのように補正するか検討をする必要がある。
- iv) 国際登録簿及び国内の意匠原簿の管理

特に、国際出願と国内出願との間で本意匠と関連意匠との関係が成立した場合、関連意匠は移転の制限などがあるところ、どのように登録簿を管理すべきか検討の必要がある。

v) 日本の意匠公報への掲載事項

国際出願同士又は国際出願と国内出願との間で関連意匠出願を認める場合、国内の登録公報への記載をどうするか検討をする必要がある。

②部分意匠制度

我が国企業等の意匠制度利用の利便性を考慮しつつ、我が国で権利化された部分意匠の意匠権の権利内容が特定できることを条件として、我が国を指定する意匠の国際出願において、部分意匠制度の適用を認めるべきではないか。

ただし、国際出願は願書への記載要件が現状の国内出願と相違するため、どのような記載がされていれば部分意匠の出願と特定されるかについては、今後、審査基準、審査及びその周辺業務の運用等を設計する際に検討する必要があるのではないか。

5. 図面等の提出要件の緩和について

(1) 概要

ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、条約第5条（国際出願の内容）において、国際出願の対象である意匠の複製物を提出することとしており、共通規則第7規則（国際出願に関する要件）、第9規則（意匠の複製物）及び実施細則パート4において、国際登録を受けようとする意匠を表す図面等の提出要件に関し、意匠図面の形式、認められない図面の形式、提出できる意匠図面の大きさ、官庁が要求できる図の数の制限、提出方法等を定めている。

一方、我が国では、意匠法第6条に図面についての規定があり、意匠登録を受けようとする意匠を意匠法施行規則第3条～第5条及び様式第6～第8に基づいて、基本的には正投影図法による6面図若しくは等角投影図法又は斜投影図法により表し、必要に応じてその他の図を提出しなければならない。そのため、我が国への出願には、形状を明確にするために断面図や部分拡大図などを添付し、7以上の図を提出していることが少なくない。

(2) 問題の所在

我が国意匠法とヘーグ協定ジュネーブアクトでは、図面等の提出要件に違いがあり、我が国企業、特に中小企業が国際出願して各国で意匠権を取得するに当たり、制度の違いによって意匠を表す図面等が異なることは、コストや手続の負担となる。

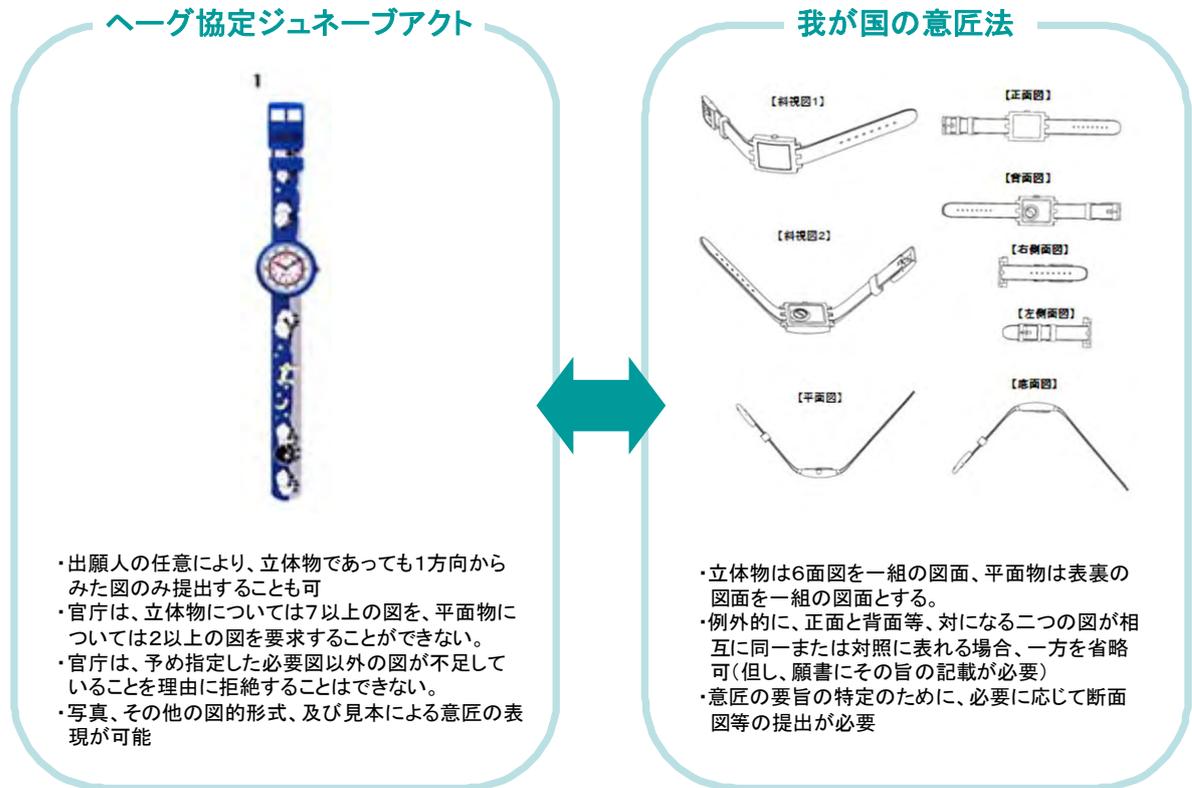
現状、我が国は権利内容を明確化するために、物品全体の形態の開示を担保するべく図面等の提出要件を厳格なものとしているが、国際出願の中には、我が国の図面等の提出要件を満たさず、我が国の現在の考え方からすれば具体的な一の意匠が特定できないものも多数含まれている。

しかしながら、ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、共通規則第9規則（3）の規定により、我が国が認める図法を事務局長に宣言して正投影図法や斜投影図法等による図面の提出を義務づけることはできるが、出願人に対し7以上の図を要求することはできない仕組みとなっている。これらの状況において、我が国ユーザーからは、図面等から意匠が特定できない場合には、権利内容が不明確となるため、我が国では登録すべきではないとする声がある一方で、海外ユーザーからは、日本は図面等の提出要件が厳格過ぎるとの意見も聞かれる。

そのほか、ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、実施細則第402節（b）において意匠を表す1図の大きさを16×16cmを超えてはならないとしているが、我が国では、意匠法施行規則様式第6備考6において、1図の大きさを113mm×150mm以内としており、様式が異なっている。

以上の点にかんがみ、国際調和を念頭に置きつつ、ユーザーにとって負担がなく、かつ権利内容が明確な国際出願ができるよう、我が国を指定する意匠の国際出願に係る図面等の提出要件の在り方について検討する必要がある。また、国内制度下の図面提出要件の在り方についても併せて検討する必要がある。

【図 1 2】 ヘーグ協定ジュネーブアクトと我が国の主な図面提出要件の違い



(3) 対応の方向性

意匠の内容を表す図面等の提出要件については、特に提出図面の形式に関する国際的な調和の促進を図ることを念頭に、我が国の図面等の提出要件の多様化や緩和の是非について検討を行った上で、その要件を国際出願にも適用する必要があるのではないか。

また、我が国を指定する国際出願が我が国の図面等の提出要件を満たさない場合に、特許庁は新たに図の提出を求めるのではなく、意匠が不明確であるため一の意匠を特定することができないとして拒絶する等の対応を整理し、制度ユーザーに示す必要があるのではないか。

(参考) 図面提出要件の緩和に関する国内、海外ユーザーからの主な意見

○国内ユーザーからは権利範囲が不明確にならないよう、安易な簡素化を反対する意見が多い。

<緩和を望む意見>

- ・意匠が特定できる図の選択を行政側ではなく出願人にゆだねてほしい。
- ・明らかに特定できる場合（例：対称形状）や意匠的要素が乏しい図面（自動二輪車の底面図など）を省略させてほしい。

<緩和に否定的な意見>

- ・明確な意匠の特定を望む（＝権利内容が不明瞭なものが登録されるおそれ）
- ・現状の実務にさほど、負担を感じていない

<その他の意見>

- ・各国の図面提出要件（表現形式、鮮明度、陰影の有無等）の違いを統一し、国際的調和を図ってほしい。
- ・米国が加盟した場合のディスクレームの扱いを明確にしてほしい。

○海外ユーザーからは、緩和のニーズが高く、否定的な意見はない。

- ・日本に出願する際には、日本用に図面を作成する必要があり、その分コストがかかる。
- ・日本に出願した場合、他国では求められない断面図等の図面を求められることが多いが、あらかじめ準備していないため、負担が大きい。

（平成 23 年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」中間報告より）

6. 国際登録公報・国際登録簿の我が国での発行・管理について

(1) 概要

ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、共通規則第17規則に従い国際事務局で国際登録された意匠は、国際登録の日から原則6か月後に公開され、国際登録公報が発行される。その後、条約第14条(2)に従い、指定国が実体審査を行う国である場合には、指定国の審査を経て、指定国での登録の可否が決まるが、登録公報発行の義務はない。

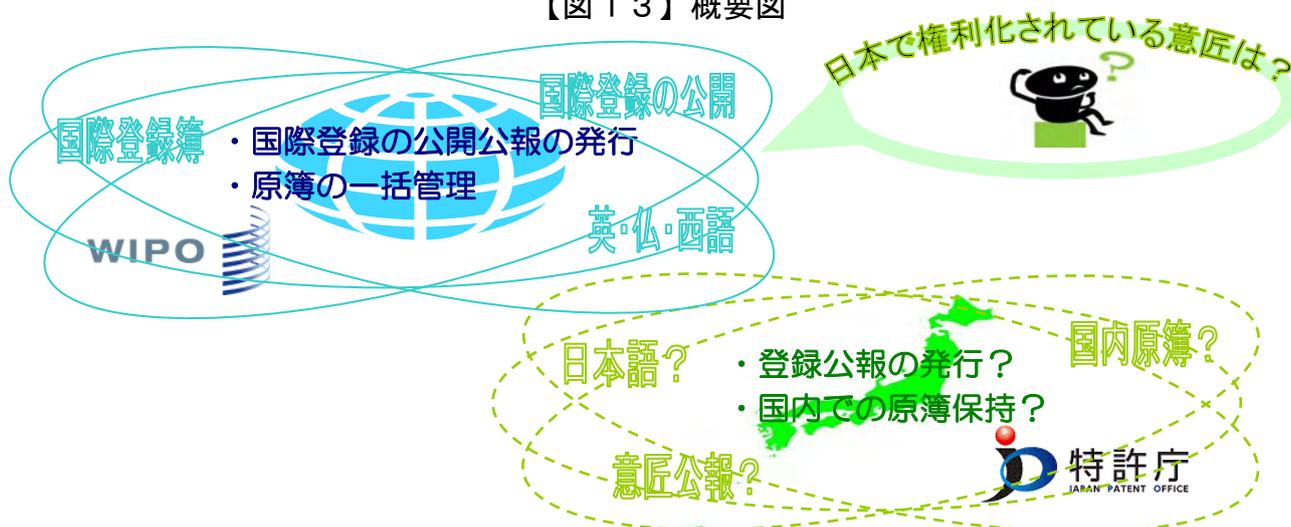
更に、意匠の国際登録は、共通規則第15規則に従い、国際事務局が管理する国際登録簿により一元的に維持管理される。

(2) 問題の所在

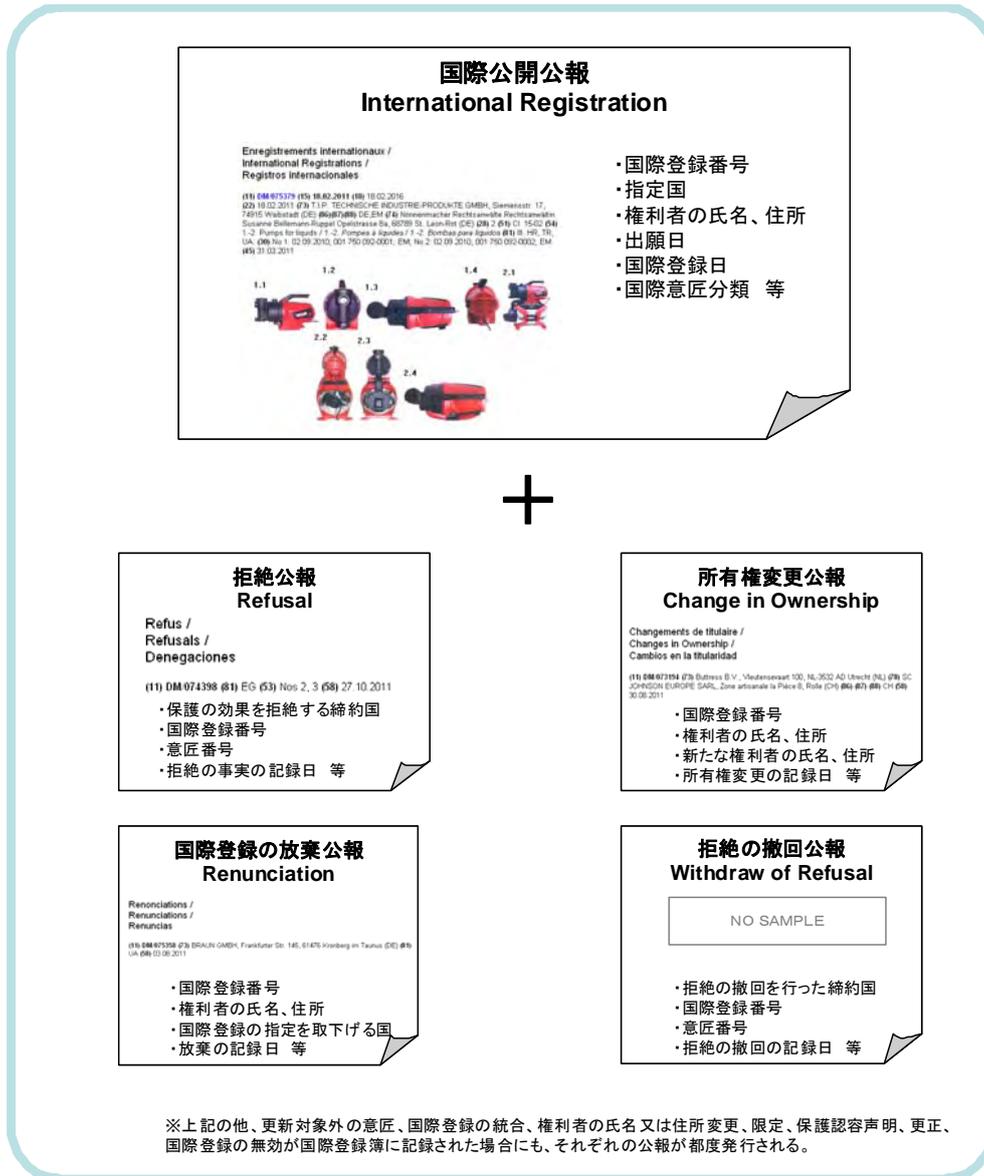
我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟した場合、意匠の国際出願が、指定国において登録されたか否かを確認するためには、国際事務局が発行する公報を国際事務局のウェブ上で見るしかない。したがって、意匠の国際出願のうち、我が国を指定したものが我が国において登録を認められたか否かの確認を容易に行うことが困難であることが予想される。これらの状況を勘案すると、我が国で審査を経て登録となった意匠の国際出願について、我が国でも意匠公報を発行する必要があると考えられるが、さらに、ユーザーの利便性向上のために日本語での利用を可能とするべきか否かを検討する必要がある。

さらに、登録簿については、質権等、国際登録簿では登録できない項目があることや、登録簿への登録と我が国裁判所の裁判管轄との関係について検討する必要があることを踏まえ、国際登録簿とは別に、我が国の意匠原簿の在り方について詳細な検討を行う必要がある。

【図13】概要図



【図14】 W I P Oが発行する意匠の国際登録に関する公報の種類



(3) 対応の方向性

我が国がヘーグ協定ジュネーブ条約に加盟した場合、我が国の審査を経て登録された国際出願の英文での意匠公報の発行については、法制上の位置づけに関し更なる検討を要するものの、意匠の権利調査等におけるユーザーの利便性の向上を考えて、発行すべきではないか。また、ユーザーの更なる利便性向上のためには、公報の日本語訳もユーザーに提供することや、公報の日本語訳を提供しない場合であっても効率的な権利調査を可能とするため、日本語で意匠公報を検索可能とする必要があるのではないか。

国際出願が我が国で登録された場合、質権など国際登録簿に記載のない項目の扱いや裁判管轄の問題に関連して、国際登録簿とは別に国内に登録簿を作成するか、作成するとして、その内容や法制上の位置づけについてどのように整理するか検討すべき

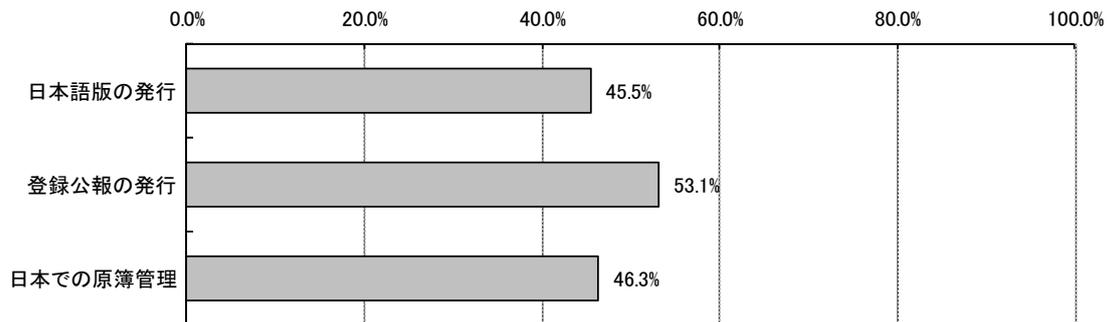
ではないか。

(参考1) 我が国での登録公報、登録簿に関する我が国ユーザーのニーズ

おおよそ5割程度が、日本を指定した国際出願の意匠公報の発行や日本語での発行、日本の意匠原簿での管理を要望している。

【図15】意匠公報、意匠原簿に関する我が国ユーザーのニーズ

N=354



平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」企業アンケートより

(参考2) 我が国での登録公報、登録簿に関する我が国ユーザーの主な意見

- ・日本での意匠公報・意匠原簿による管理は必要であるとの意見が8割あり、不要とする意見は少数)であった。必要である理由としては、WIPOの国際登録公報や国際登録簿を確認しなければいけなくなると、日本の登録意匠をWIPOとJPOのそれぞれで調べなければいけなくなるため、利便性に欠如し、また見落とすおそれを懸念するというものである。
- ・日本語対応してほしいという意見が6割あったが、そのうち、図面でおおよそ権利範囲を特定できること、権利範囲に影響の及ぼす可能性がある事項(特に物品名)の和訳は権利内容に誤解を招く恐れがあることから、参考和訳としての機械翻訳で構わないという意見が約5割であった。

(平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」中間報告より)

7. 国際出願手数料について

(1) 概要

ヘーグ協定ジュネーブアクトにおける国際出願では、共通規則第12規則に従い、出願人が国際事務局に対して、基本手数料、公開手数料及び各国が指定する指定手数料の合計額を手数料として納付する必要がある。また、条約第17条(2)の規定に従い、国際登録は5年ごとの更新制となっている。

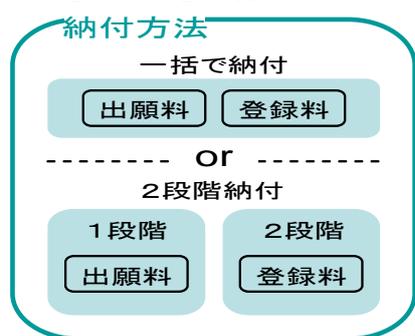
このうち指定手数料は、指定締約国が各国での経費として徴収するものであり、各国は標準指定手数料の料金レベル1～3から選択するが、実体審査国は、これに代えて個別指定手数料として自国で徴収する料金を上限として、あらかじめ自由に金額を設定することができ、更には出願時と登録時の2回に分けて納付させることもできる。

(2) 問題の所在

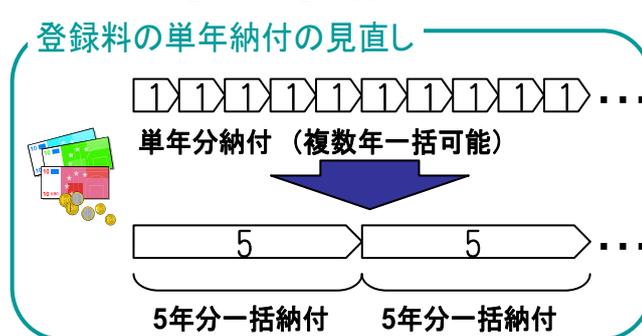
実体審査国である我が国は個別指定手数料の採用が可能だが、個別指定手数料は国内出願でいえば出願料と登録料を合わせたものであるため、出願時に個別指定手数料全額を徴収した場合、最終的に拒絶となる意匠についても5年分の登録料まで一律徴収することとなる。そのため、個別指定手数料を幾らに設定するか、ユーザーの負担を考慮して分割納付を認めるか否かを検討する必要がある。

また、海外では更新制を採用している国⁴もあるところ、我が国における国内出願は、単年納付(複数年一括納付も可能)であるため、国際出願の5年更新と手続が相違することになる。

【図16】概要図



【図17】概要図



(3) 対応の方向

国際出願に対する指定手数料は、国内出願に要する料金をもとに実費勘案の上決定した額を個別指定手数料として設定し徴収すべきではないか。

個別指定手数料の納付方法については、出願時と登録時の2回に分けて納付させる

⁴ 例えば、OHIMは5年更新(公開料込みで1意匠あたり350ユーロ)、米国は14年一括納付(発行料込みで1意匠あたり990ドル)、中国は10年一括納付(1意匠あたり11,200元)である。

ことを念頭におきつつ、出願時での一括納付に慣れている海外ユーザーにとっての利便性等にも留意しながら、検討を行うべきではないか。

我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟する場合には、ユーザーのコスト負担にならないように、権利の更新を国内出願と同様に単年ごとにできるように国際事務局へ働きかけるべきではないか。ただし、単年の更新が実現できなかった場合は、国内出願については現状を維持し、出願人が国内出願する場合は引き続き単年納付できる余地を残すべきではないか。

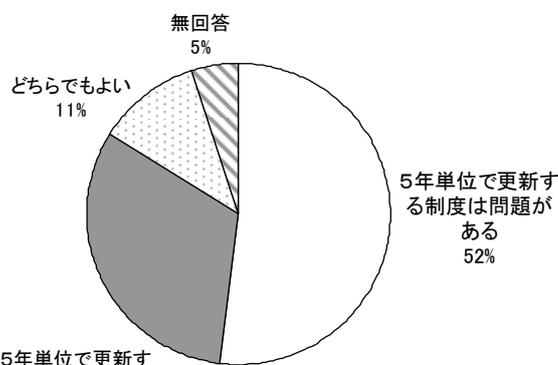
また、意匠制度の運用に必要な経費を念頭に置きつつも、可能な限りユーザーの負担軽減につながるよう、複数意匠一出願の場合の料金設定も検討すべきではないか。

(参考1) 国際出願手数料に関する我が国ユーザーのニーズ

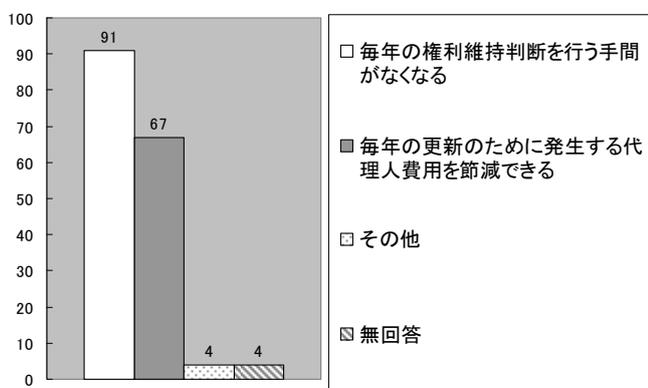
手数料納付の単位(更新のタイミング)が5年ごとであることについて、問題であると感じている者が52%(188者)にのぼった。一方で、問題がないと感じている者も32%(117者)おり、その理由として権利維持判断を行う手間や更新のための代理人費用節約ができることがあげられている。

【図18】 国際出願手数料に関する我が国ユーザーのニーズ

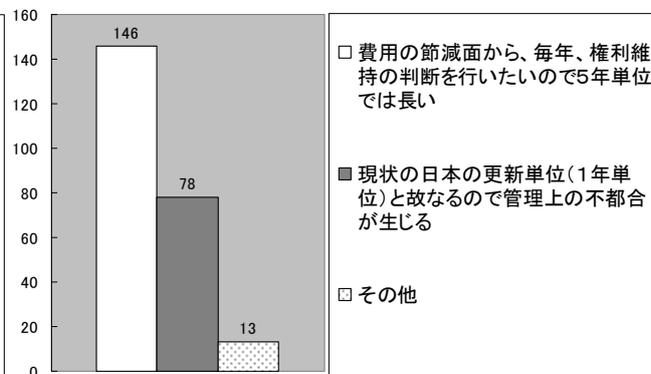
5年単位で更新する制度について



5年単位で更新する制度に問題がないと感じる理由



5年単位で更新する制度に問題があると感じる理由



平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」企業アンケートより

(参考2) 国際出願手数料に関する我が国ユーザーの主な意見

- ・コストメリット次第では5年更新制としてもよい。
- ・初回の維持年数は5年単位でも構わないが、6年目以降は単年更新できるとよい。
- ・2段階納付希望だが、登録料金返還の仕組みがあれば一括納付でもよい。
- ・単年更新と5年更新を選択できるとよい。
- ・欧州等では特許の維持年金を出願時に支払っており、意匠も一括納付で問題ない。
- ・複数意匠一出願を利用しやすくなるため、2意匠目以降のディスカウントを希望。

(平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」中間報告より)

8. 国際出願において自己指定の容認をすることについて

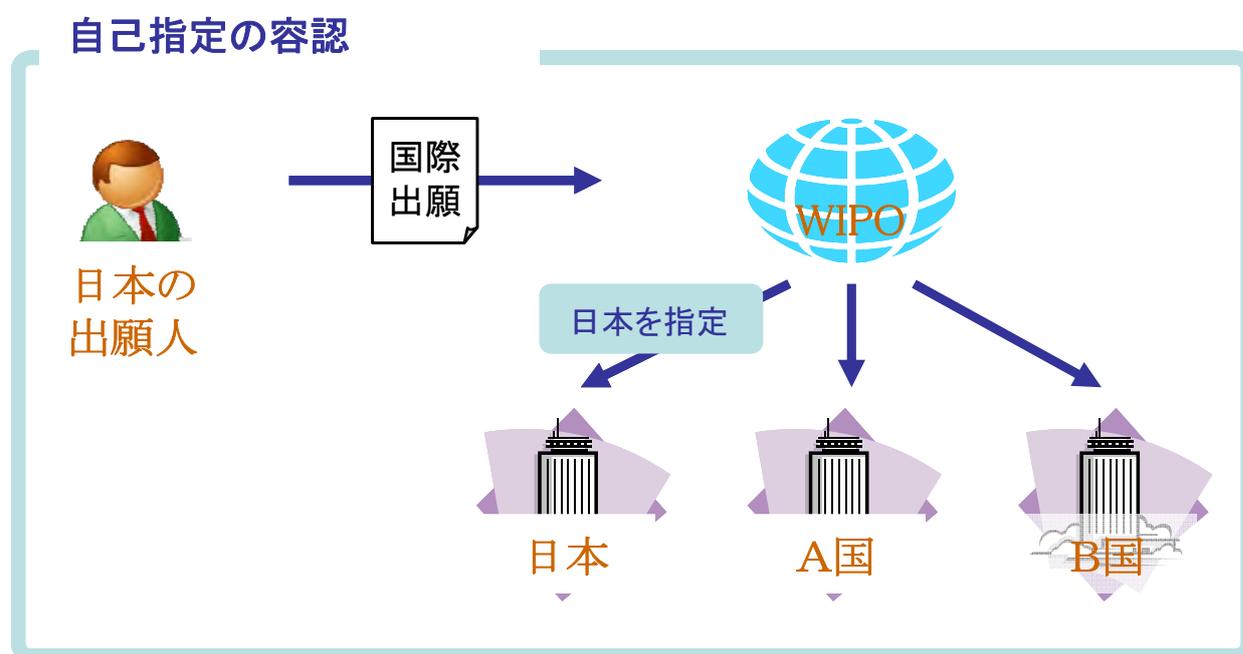
(1) 概要

ヘーグ協定ジュネーブアクトにおける自己指定とは、出願人の国籍、居所、営業所又は住所がある国を、出願人が指定国として選択できる制度であり、ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、条約第14条(3)(a)において、出願人の国籍、居所、営業所又は住所のある国を、出願人が指定国として選択できないよう、各国官庁が宣言できる規定となっている。

(2) 問題の所在

自己指定を容認しない場合、我が国への出願は直接出願をするしかないが、自己指定を容認した場合は、出願人は直接出願か、国際出願かのいずれかの方法を選択できることになる。すなわち、自己指定を容認しない場合は我が国出願人による我が国への出願はすべて日本語で行われるが、自己指定を容認する場合、我が国出願人による我が国への出願には、国際出願を利用した英語⁵での出願が存在することになる。

【図19】概要図



(3) 対応の方向性

自己指定については、我が国のユーザーの出願利便性や多様化を実現するため、容認すべきではないか。なお、我が国出願人が我が国へ出願する案件の一部に、国際出

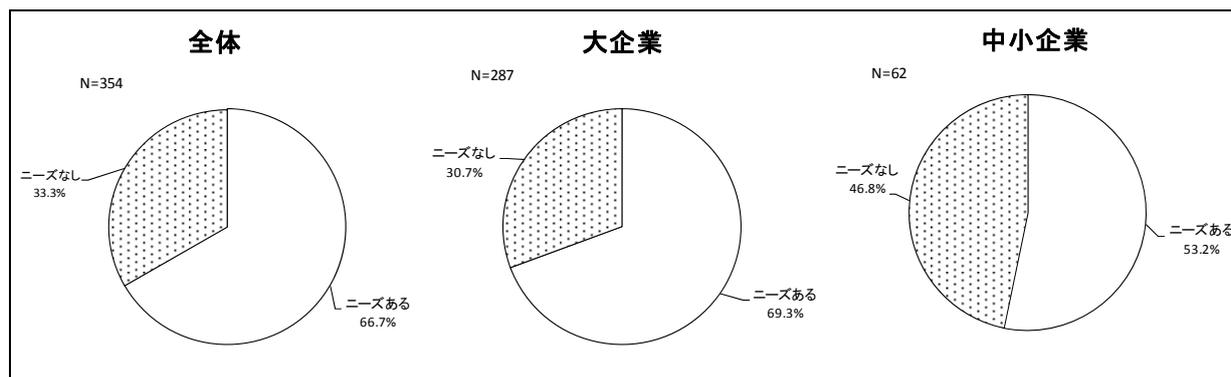
⁵ 我が国が国際出願の言語として英語、仏語、西語のうち英語を指定した場合。

願ルートによる英語での出願があった場合であっても、現在の日本国特許庁の状況からすると問題ないのではないか。

(参考1) 自己指定を容認する事に対する我が国ユーザーのニーズ

アンケート回答者(354者)のうち、66.7%(236者)が国際出願をする際に日本も指定(自己指定)できることを望んでいる。

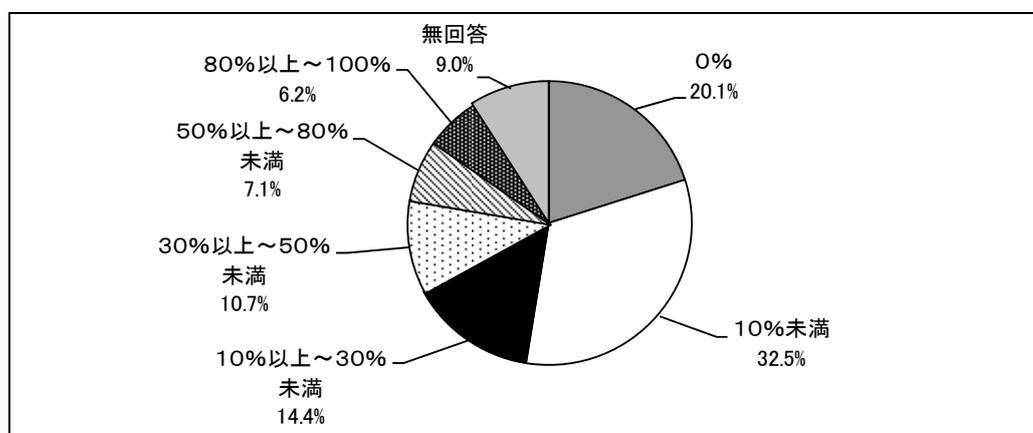
【図20】自己指定のニーズ



平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」企業アンケートより

国内ヒアリング調査でも、自己指定の容認に否定的な意見は寄せられなかった。自己指定の容認を求める理由としては、国内出願時にあらかじめ複数国への海外出願も決まっているようなケースでは利用する可能性があることや、出願ルートの選択肢が増えることが主であり、複数意匠一出願制度などとの組合せで戦略的な利用が可能であることを理由とする意見もあった。

【図21】年間の日本への意匠出願のうち国際出願ルートで日本を指定する可能性のある出願の割合



平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」企業アンケートより

9. 日本国特許庁が仲介官庁となることについて

(1) 概要

ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、条約第4条(1)(a)において、出願人は国際出願を国際事務局に直接出願をするか、仲介官庁となった各国官庁を通じて国際事務局に国際出願することができる旨規定されている。ただし、条約第4条(1)(b)の規定に基づき、各国官庁において、国際出願を仲介して受け付けない場合には、協定加盟時に自国官庁を通じた出願を認めない旨の宣言をすることができる。

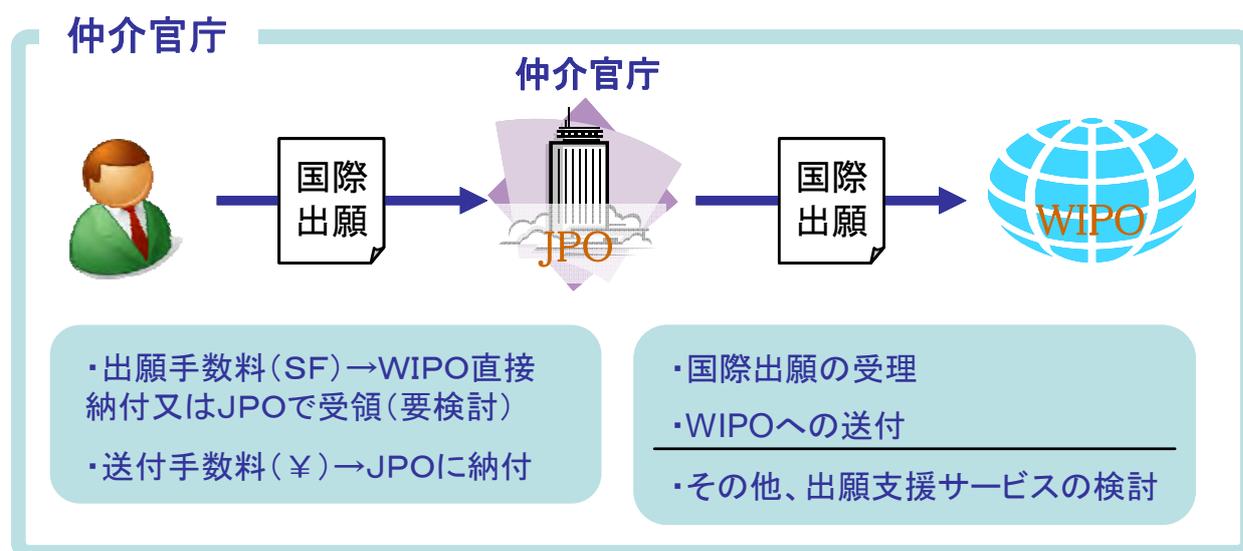
また、各国官庁が仲介官庁となる場合には、共通規則第27規則(2)(b)に従い、出願人から出願手数料を預かって国際事務局に送付するか否かも選択することができる。

(2) 問題の所在

出願可能な窓口が国際事務局と日本国特許庁との2つ存在することは、我が国出願人にとって、選択肢が増え利便性が高いと思われるため、我が国が仲介官庁となるか否か、仲介官庁となった場合、国際事務局に出願人が支払う出願手数料を預かるか否か、我が国が徴収する送付手数料の額をどの程度にするのかを検討する必要がある。

また、我が国が仲介官庁となる場合には、ユーザーは単なる書類の受理のみならず何らかの行政サービスを期待すると想定されるが、出願書類の方式審査は国際事務局が行うため、我が国では法的な権限を有した方式審査を行う事はできず、出願書類について何らかの指摘をした場合でも出願のアドバイスという位置付けになる。こうした現状もふまえ、ユーザーに対してどのような支援が可能であるか検討する必要がある。

【図22】概要図



(3) 対応の方向性

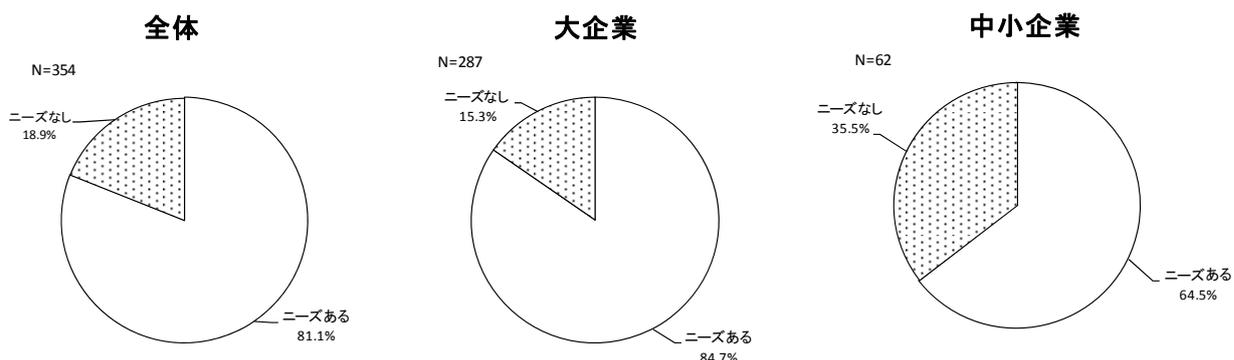
我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟する場合には、企業等のヘーグ協定ジュネーブアクトに基づく国際出願時の利便性向上のため、我が国が仲介官庁となり、国際出願の願書を受け付けることとすべきではないか。

我が国が仲介官庁となる場合には、出願手数料を預かるか否か、送付手数料の額の決定、方式要件のチェックとアドバイスなどの具体的な受付業務とサービスについては、PCTやマドリッド・プロトコルの例を参考にしつつ、今後、詳細な検討を行うてはどうか。

(参考1) 日本国特許庁が仲介官庁となることへの我が国ユーザーのニーズ

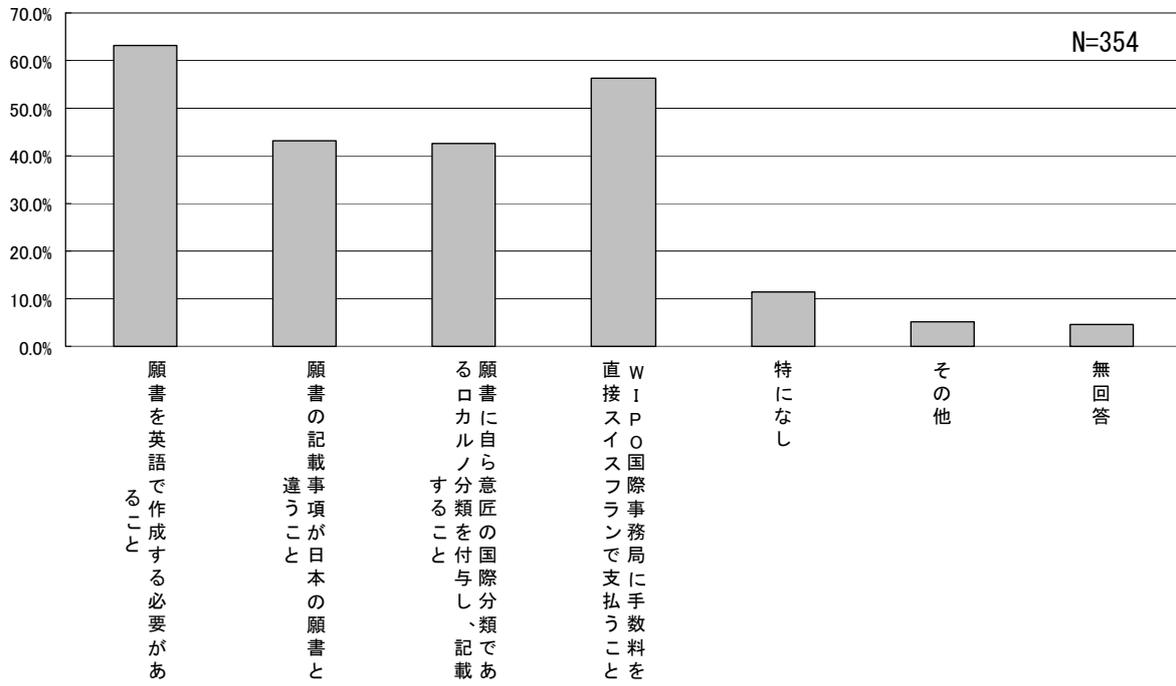
アンケート回答者(354者)のうち、81%(287者)は日本国特許庁が仲介官庁になることを望んでいる。また、日本国特許庁が仲介官庁になることに対して、将来的には直接出願する可能性があるとする意見や、代理人を利用するため関心は薄いとの見解はあったが、仲介官庁になることに反対する意見は寄せられなかった。

【図23】日本国特許庁が仲介官庁となる事へのニーズ



平成 23 年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」企業アンケートより

【図24】国際出願を代理人を利用せず自社で行う場合の障害となる項目



平成 23 年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」企業アンケートより

10. ロカルノ協定への加盟

(1) 概要

ロカルノ協定とは、正式には「1979年10月2日に改正された意匠の国際分類を制定する1968年10月8日のロカルノ協定」といい、この協定に基づいて意匠の国際分類が作成され、2011年12月現在52か国が加盟している⁶。

この国際意匠分類は英語とフランス語で作成されており、32のクラス（物品分野や物品群を表す）と219のサブクラス（物品を表す）で構成され、専ら意匠を管理する性格のものとして作られている。

日本、米国はロカルノ協定に加盟していないが、両国の意匠公報は国際意匠分類を併記し、国際意匠分類を利用する国において、先行調査等が可能なようにしている。

(2) 問題の所在

ヘーグ協定ジュネーブアクトを利用した意匠の国際出願を行う場合、ユーザーは国際意匠分類を自ら付与し、願書に記載する必要があることや、意匠の国際出願では、国際意匠分類の同一クラスの物品であれば、複数の意匠を1件の出願で行うことができることが規定されている⁷。また、意匠分類の国際調和の観点や大多数の国が国際意匠分類を採用していることから、海外出願時の権利調査において、我が国ユーザーが国際意匠分類を利用する機会は増えていくものと考えられる。

しかし、日本意匠分類に比べ、国際意匠分類は分類肢が粗く、出願数や登録数が多い国の権利調査には対象資料数の絞り込みができないなどの不都合や、国際意匠分類には分類付与定義がなく、各国で分類の維持・運用が詳細には異なっていることに問題がある。

(3) 対応の方向性

上記(2)の通り、国際調和の観点と我が国ユーザーの海外出願時の国際意匠分類の利用が拡大すると考えられるため、我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟する際に、国際公開公報やロカルノ協定加盟国等の公報の先行意匠調査や権利調査における利便性を高めるために、ロカルノ協定にも加盟する方向で検討すべきではないか。

⁶ ※2011年12月現在のロカルノ協定加盟国の詳細については、WIPOの公式WEBサイト上で公表されている以下のデータを参照のこと。

<http://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/documents/pdf/locarno.pdf>

⁷ ヘーグ協定ジュネーブアクト第5条(4)、共通規則第7規則(3)(V)及び第7規則(7)

1.1. ヘーグ協定ジュネーブアクト未加盟国への働きかけについて

(1) 概要

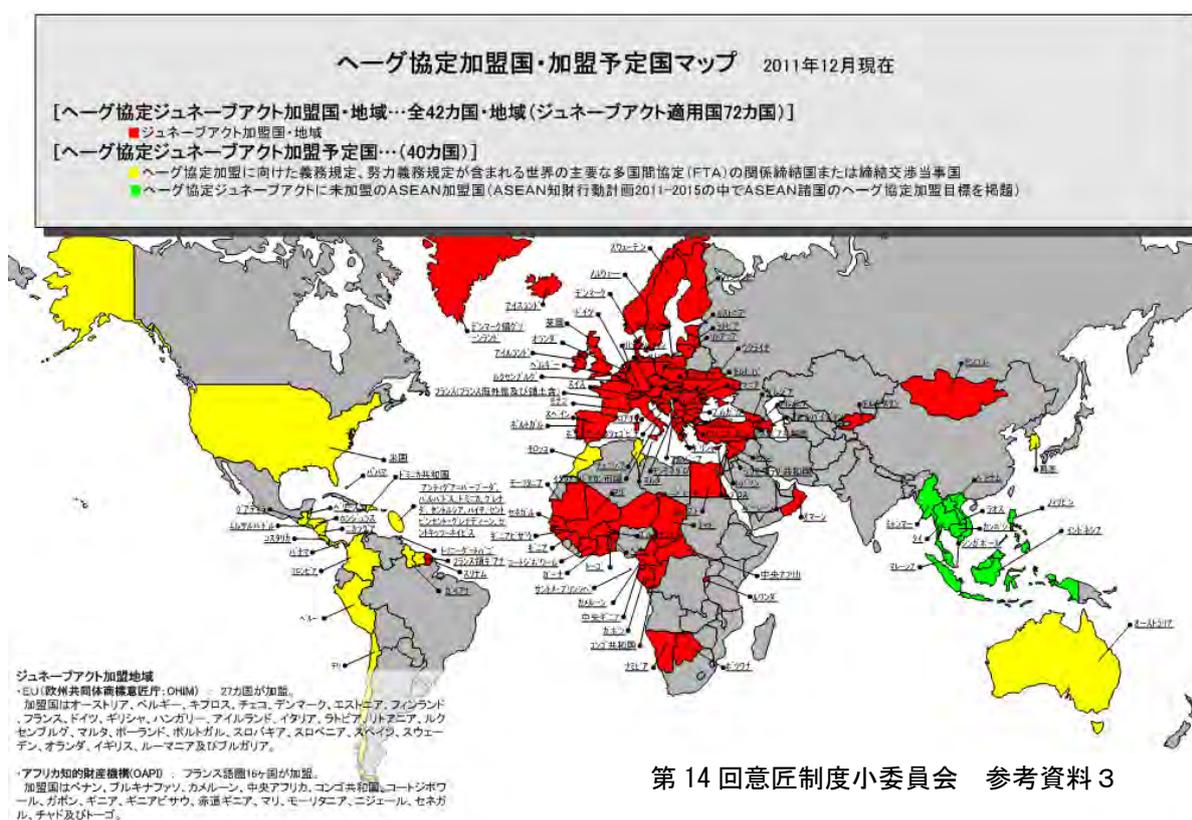
ヘーグ協定ジュネーブアクトは、2011年12月時点で42の国・地域が加盟している。

(2) 問題の所在

近年、加盟国が着実に増加しているものの、主な加盟国は欧州に集中しており、我が国産業界の多くが進出しているアジアや新興国は未加盟であるため、このままでは国際出願の有効性を存分に発揮できない状況といえる。

我が国企業にとって意匠権取得の有効性が高い国、将来権利取得を望む国等へ加盟を促していくことが、我が国産業界にとっても有益であると考える。

【図25】概要図



(3) 対応の方向性

我が国ユーザーが国際出願を利用する有効性を高めるため、我が国ユーザーが事業展開をしている国のうち、中国、韓国、米国、インド、インドネシア、ベトナム、タイ、マレーシア、ロシア、ブラジル、フィリピンに対してヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟を働きかけるべきではないか。

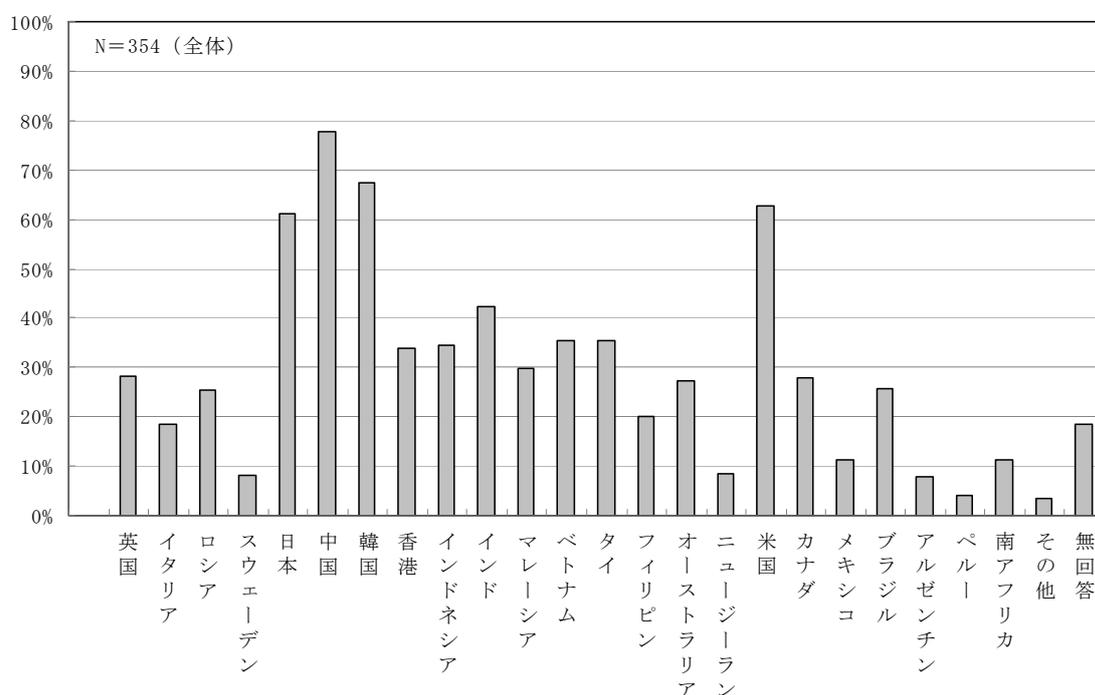
これらのうち、現状でも我が国ユーザーによる出願が一定程度ある中国及び米国、アジア諸国へ優先して加盟を働きかけるべきではないか。

(参考1) ヘーグ協定ジュネーブアクト未加盟国への働きかけに関する我が国ユーザーの主なニーズ

・企業の主な出願国である中国(77.7%)、韓国(67.5%)、米国(62.7%)の加盟を強く望んでおり、更に比較的出願が目立つインドネシア、マレーシア、ベトナム、タイなどのASEAN諸国(約35%)やBRICs(約25%)等の加盟も望んでいる。

(平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」中間報告より)

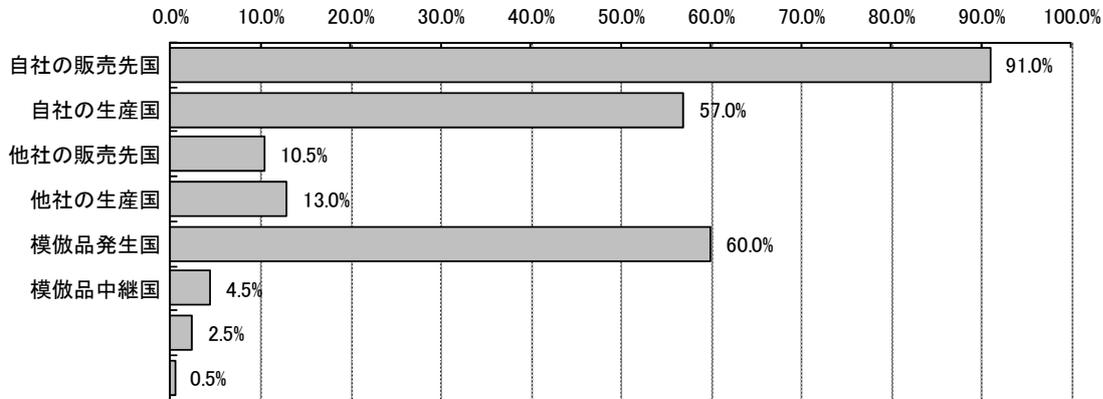
【図26】国内ユーザーがヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟を要望する未加盟国・地域



平成23年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」企業アンケートより

【図 2 8】 海外出願する対象国の選定基準

N=200



平成 23 年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」企業アンケートより

(参考 2) ヘーグ協定ジュネーブアクト未加盟国・地域への働きかけに関する我が国ユーザーの主な意見

- 【A 社】日本、中国、ブラジル、インドネシア、インド、アメリカや、アセアン、東南アジア、中南米の多くの国。
- 【B 社】中国、米国、次いで韓国、ロシア、ブラジル、メキシコ。
- 【C 社】米国、中国、韓国、カナダ、香港。
- 【D 社】現在弊社が出願している国々が加盟。
- 【E 社】中国、アフリカ、インド、アメリカ、ロシア、ブラジル。
- 【F 社】中国、米国、BRICs や MINTs などの新興国、中東の加盟も望む。
- 【G 社】米国、中国、韓国、BRICs などの新興国。
- 【H 社】アジア進出の動きに合わせてアジア諸国に加盟してほしい。

(平成 23 年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」中間報告より)